

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	京都機械工具株式会社
【英訳名】	KYOTO TOOL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊吹 和彦
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 管理本部長 上田 秀明
【本店の所在の場所】	京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は、京都府久世郡久御山町佐山新 開地128番地で行っております。)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長伊吹和彦及び執行役員管理本部長上田秀明は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に準拠して内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長伊吹和彦及び執行役員管理本部長上田秀明は、2026年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

当社グループにおける財務報告に係る内部統制の評価につきましては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)を評価し、その結果を踏まえ評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

また、財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社2社を評価の対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、各拠点における売上高が、事業活動の規模を示す最も適切な指標と判断し、売上高（連結会社間取引消去後）を重要な事業拠点の選定指標としています。具体的には、各事業拠点の前連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点（当社）、また、前事業年度において業務プロセスに係る内部統制の不備が識別された1事業拠点（北陸ケーティーツール株式会社、以下「北陸KTC」）を追加し、計2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、当社については、製造業であり、生産から販売までを一貫して行っていることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に係る業務プロセスを評価の対象としました。

更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを検討した結果、購買・買掛債務管理、固定資産管理及び人件費管理を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長伊吹和彦及び執行役員管理本部長上田秀明は、2026年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

前連結会計年度に係る内部統制報告書において、当社グループは以下の開示すべき重要な不備を識別した旨を報告いたしました。

- (1) 北陸KTCには、信頼性のある財務報告の作成のための、適切な階層の経営者、管理者を関与させる有効なリスク評価の仕組みが存在しておらず、独立的評価の範囲と頻度を、リスクの重要性、内部統制の重要性及び日常的モニタリングの有効性に依りて適切に調整することに関連した全社的な内部統制（リスク評価と対応、モニタリング）の不備
- (2) 当社の経営陣が、子会社管理を行う上で北陸KTCがこのような不適切な会計処理を行うに至る動機、原因、背景を踏まえ、適切にリスクを評価すること及び独立的評価の範囲と頻度をリスクの重要性、内部統制の重要性及び日常的モニタリングの有効性に依りて適切に調整することに関連した全社的な内部統制（リスク評価と対応、モニタリング）の不備
- (3) 当社の常勤監査等委員がその職務を逸脱し、業務執行に関する助言を行うとともに、自ら北陸KTCにおける不適切な会計処理の隠ぺいを実行し、当社の取締役会においてそれらの監督・監視ができていなかったことから、経営者が信頼性のある財務報告の作成に必要な能力を有するものを配置し、当社の取締役会及び監査等委員が財務

報告とその内部統制に関し経営者を適切に監督・監視する責任を実行することに関連した全社的な内部統制（統制環境）に不備

- (4) 北陸KTCの在庫管理プロセスにおいて使用されている在庫管理システムでは、各製造ロットがどの工程にあるかを管理するためのシステムとして活用されているに過ぎず、実地棚卸の際の在庫管理及び在庫金額の評価が手作業で行われていたため改ざんが容易となっていたことから、結果として、北陸KTCの在庫管理システム外で在庫数量等の変更が実行可能となっており、実地棚卸の結果が正確に会計データに反映されない業務プロセスに係る不備

当社は、上記の全社的な内部統制（統制環境、リスク評価と対応、モニタリング）及び業務プロセスに係る整備及び運用の開示すべき重要な不備に対し、以下の再発防止策を策定、実行することにより、過年度の開示すべき重要な不備は是正され、当事業年度末日時点における当社グループの財務報告における内部統制は有効であると判断いたしました。

なお、当該不備に対する再発防止策を踏まえた是正状況については内部監査部門が評価し、当社の取締役会に報告いたしました。

項番	再発防止策	開示すべき重要な不備に対して講じた是正措置（再発防止策）の概要及びその是正状況	対応する開示すべき重要な不備
(1)	北陸KTCにおける内部統制の整備・運用	実地棚卸の結果を正確に会計帳簿に反映させる手続を構築しました。 在庫管理システムを整備し、仕掛品管理をシステム化、人為的ミス・不正機会を排除しました。 モニタリング手続を親会社手続と共通化しました。 親会社の内部監査部を3線とする3ラインモデルを確立しました。 親会社の管理部門（経営統括部、内部監査部）の人員を増強し、上記を実現しました。	・業務プロセスに係る内部統制 ・全社的な内部統制（リスク評価と対応・モニタリング）
(2)	グループとしての一体感の醸成を主眼とした北陸KTCの位置づけの見直し	不採算事業の見直しを行うとともに、親子間取引価格の改定及び赤字外部取引の解消を行いました。 グループ戦略拠点としての位置づけを明確化しました。 製造部門、管理部門における人的交流を活発化しました。 中長期的な事業計画・投資計画・人員計画を策定しました。	・全社的な内部統制（統制環境・リスク評価と対応）
(3)	ガバナンスの再構築	取締役会、監査等委員会におけるモニタリング機能を強化し、執行と監督の分離を徹底しました。 指名委員会によるサクセッションプランニングを強化しました。 上記の実現を見据え新たな経営体制を構築しました。	・全社的な内部統制（統制環境・リスク評価と対応・モニタリング）
(4)	上場会社としての信頼性確保に向けた全社的な意識改革	グループ全役職員を対象に、定期的なコンプライアンス研修を実施する体制を整備しました。 役員に対し、定期的に外部の有識者によるガバナンスに関する勉強会を実施する体制を整備しました。 新任役員に対し、上場企業の役員として必要な知識に関する外部研修の受講を義務化しました。	・全社的な内部統制（統制環境・リスク評価と対応）

## 5【特記事項】

特記すべき事象はありません。